

廿日市市吉和ふれあい交流センター使用許可申請書兼使用料減免申請書

申請日 年 月 日

廿日市市長様

団体名		
代表者名		
申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	

次のとおり、廿日市市吉和ふれあい交流センターを使用したいので、申請します。
使用に際しては、廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例及び廿日市市吉和ふれあい交流センター管理規則並びにこれらに基づく規定を遵守します。(※太線枠内のみ記入してください。)

使用目的			予定人員	人
使用日時	年 月 日 () : ~ :			
使用施設	基本使用料(円)	減免等	使用料 (円)	
☐ 研修室1		全額免除 ・ 半額免除		
☐ 研修室2		全額免除 ・ 半額免除		
☐ 研修室3		全額免除 ・ 半額免除		
☐ 調理室		全額免除 ・ 半額免除		
☐ 和室1		全額免除 ・ 半額免除		
☐ 和室2		全額免除 ・ 半額免除		
☐ ギャラリーホール		全額免除 ・ 半額免除		
営利	該当 ・ 非該当		該当の場合、基本使用料の金額に2を乗じた額	
		合 計 (円)		

廿日市市吉和ふれあい交流センター管理規則第4条の規定に基づき使用料の減免を申請します。
減免の理由 ※該当する項目の□にチェックをしてください。

今回の使用は、

☐ 市が使用するとき【免除】
☐ 使用者の半数以上が、児童(18歳未満)、障害者又は被爆者健康手帳等の交付を受けている者である。【免除】
☐ 使用者の半数以上が高齢者(65歳以上)である。【半額減額】
☐ その他()

本申請について、

☐ 使用を許可します。
☐ 廿日市市吉和ふれあい交流センターの使用料を減免することを決定します。

(元号) 年 月 日 廿日市市長

留意事項	廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例第8条の規定により、一度納付された使用料は原則、還付されません。 また、同条例第9条の規定により、本使用の許可の取消し等がなされる場合があること及びその許可の取消し等により被った損害について、市は賠償の責を負わないことに御留意ください。	領収印
特記事項		上記のとおり領収しました。